

国際医療福祉大学熱海病院 院内感染防止対策指針

1. 基本理念

我々、医療従事者には患者の安全を確保する為の、不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止する事と、ひとたび発生した感染症が拡大しない様に速やかに制圧、終息を図る事は医療機関の義務である。国際医療福祉大学熱海病院(以下「当院」とする)においては、本指針により院内感染防止対策を行う。

2. 院内感染対策のための委員会、組織に関する基本的事項

院内感染対策委員会、感染制御チーム(以下「ICT(infection control team)」とする)が中心となって、全ての職員に対して組織的な対応と教育/啓発活動をする。

- (1) 院内感染対策委員会は、病院長の諮問委員会であり、院内における感染防止対策の最終的な意思決定機関である。月一回会議を行い、緊急時には臨時会議を開催する。ICTの報告を受け、その内容を検討した上で、ICTの活動を支援する共に、必要に応じて病院長名で改善を促す。
- (2) ICTは、院内感染を制御する為の実行機関であり、組織横断的に日常的に実践的な業務を行う。週一回全病棟ラウンドを行い、現場の改善に関する介入、現場の教育/啓発、アウトブレイクあるいは異常発生の特定と制圧等に当たる。重要な検討事項、異常な感染症発生時及び発生が疑われた場合は、その状況及び患者/院内感染の対象者への対応等を病院長へ報告する。異常な感染症が発生した場合は、速やかに原因を究明し、改善策を立案し、実施する為に全職員への周知徹底を図る。その他感染防止対策の関わる問題が発生した場合の協議を行う。
- (3) リンクナースとは、看護部の各部署から選出された委員であり、委員会の伝達・決定事項やICTからの指摘事項についての周知及び感染対策の推進的役割を担う。部署における感染対策のリーダーとして、各部署の責任者と共に、感染対策の指導/啓発活動を行う。実施された対策や介入の効果に対する評価を定期的に行い、問題がある場合には院内感染対策委員会に報告すると共に、各部署における改善策を検討する。
- (4) 感染管理医師(Infection Control Doctor (以下「ICD」とする)・感染管理専従看護師は、①院内感染 ②業務感染 ③感染性廃棄物の3つの分野について、的確な感染対策を立て、病院全体の指導を行う。
感染管理専従看護師は、感染対策に係る組織やチームが機能し、効果的な感染管理活動を実践出来る様に中心的役割を担う。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- (1) 院内感染対策の基本的考え方及び方策について、職員に周知徹底を図る事を目的とする。
- (2) 年2回、全職員を対象に開催する。また、必要時に応じて随時行う。
- (3) 研修の開催結果・参加実績(開催日・出席者・研修項目)を記録保存する。
- (4) 就職時の初期研修は、院内感染担当者あるいはそれに代わる十分な実務経験を有する指導者が適切に行う。

4. 院内感染症発生状況の報告・対応に関する基本方針

- (1) 重要な検討事項、異常な感染症発生時及び発生が疑われた際は、速やかにその状況および患者・院内感染対象者への対応等を院長へ報告する。
- (2) 検査部にて耐性菌が確認された場合には、速やかに感染対策委員長・主治医及び所属師長へ報告する。
- (3) 日常的に当院における感染症の発生を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染防止対策に活かす。
- (4) 当院の感染症発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染拡大防止、原因究明、感染に係わる情報管理を適切に行う。

5. 患者への情報提供と説明

- (1) 患者本人及び患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行う。
- (2) 疾病の説明と共に、感染制御の基本について説明して、理解を得た上で協力を求める。
- (3) 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針として、当院の「院内感染対策の指針」を、患者、及びその家族、あるいは公的機関等に求められた場合は速やかに開示する。

6. 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 手指衛生等、標準予防策(スタンダードプリコーション)は、感染防止対策の基本であるので、これを遵守する。手洗いあるいは手指消毒のための設備/備品を整備し、患者ケア前後には必ず手指衛生を遵守する。
- (2) 患者環境は、質の良い清掃を行い常に清潔を維持するよう配慮する。
- (3) 院内感染対策マニュアルは、可能な限り科学的根拠に基づいた制御策を採用し、経済的にも有効な対策を実施する。マニュアルは最新の知見に対応するように定期的に改訂を行う。
- (4) 職員の医療関連感染について十分配慮し、健康診断や抗体価検査、予防接種等を行う。また、職員の職業感染並びに職員を介した院内感染対策を講じる。
- (5) 医療現場環境衛生改善の為、感染防止に係る器材の導入や病院建築等の検討を行う。
- (6) 細菌検査部における病原体の分離検出状況についての解析を行い、感染拡大防止対策を実行する。
- (7) 抗菌薬使用状況とその問題点について検討し、監視および適正使用の啓発を行う。
- (8) 地域医療の中核病院として、地域の人々や近隣施設、他医療機関に対し、必要に応じて感染に係る相談受付や指導を行う。
- (9) 新型インフルエンザ等のパンデミック時には、地域中核病院として感染拡大を可能な限り抑制し、国民・地域住民の生命及び健康を保護し、地域住民の生活・経済に及ぼす影響が最小となる様、円滑かつ適切な医療活動を行う。
- (10) 大災害や疫病の流行、社会的混乱など、通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際は、事業の継続や速やかな復旧を遂行するため、組織が取るべき行動をマニュアル化する。いざという時に滞りなく実践出来る様にテストや訓練を行う。